

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和 6年 3月12日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第11号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第12号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例

②議案第13号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

(3) 報告事項【福祉保健部】

①安芸高田市高齢者福祉計画・安芸高田市介護保険事業計画（第9期）について

②安芸高田市障害福祉計画（第7期）・安芸高田市障害児福祉計画（第3期）について

③健康あきたかた21計画（第3次）について

④第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について

(4) 所管事務調査【産業部】

①有害鳥獣対策に関すること

(5) 議案審査【建設部】

①議案第18号 市道の廃止について

3、陳情・要望等について

(1) 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委員長 山 根 温 子

委員 石 飛 慶 久

委員 宍 戸 邦 夫

委員 児 玉 史 則

副委員長 新 田 和 明

委員 山 本 優

委員 金 行 哲 昭

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(18名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
税務課長	竹本繁行	社会福祉課長	岡野あかね
健康長寿課長	中村由美子	保険医療課長	北森智視
地域営農課長	稲田圭介	管理課長	神田正広
社会福祉課地域福祉係長	檜山貴治	社会福祉課障害者福祉係長	井木みつ恵
健康長寿課健康推進係長	深田京子	保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里
地域営農課農地利用係長	佐々木覚朗	管理課建設管理係長	武部弘典

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局次長	藤井伸樹	総務係長	日野貴恵
主事	寶村峻		



午前 10時00分 開会

○山根委員長 ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより第12回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月22日の本会議において付託のあった4件の議案審査、1件の所管事務調査、4件の報告事項、1件の陳情要望等の審査を行います。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長 それでは、審査等に関して職員から説明を行います。

○山根委員長 それでは議事に入ります。これより市民部に係る議案審査を行います。

議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

北森保険医療課長。

○北森保険医療課長 本案は、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値を参考に税率を改定するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

説明資料の1ページをお開きください。

広島県において、国から示された確定係数や医療費の見込み等を基に、2024年度の国保事業費納付金及び標準保険料率が算定されました。本市の保険税率改定に係る数値について、2023年度の算定結果との比較でまとめています。

まず、1の被保険者数・世帯数推計です。被保険者数については、年々減少傾向にあります。人口減少に加え、団塊の世代の後期高齢者医療制度移行や被用者保険の適用拡大が要因と考えられます。

続いて、2の低所得者保険料軽減前の表を御覧ください。

県の算出によると、来年度保険料として収納すべき金額は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて約6億2,998万円となっています。下段の表は、世帯の所得状況が所定の基準以下に該当する世帯について保険料を軽減した後の金額となります。

2ページをお願いします。

3の表は軽減前の必要保険料総額を推計した被保険者数で割り、1人当たりの保険料収納必要額に換算したものです。算定ベースでは、来年度は今年度より1万7,066円増え、前年度比12.49%の増という結果になっています。

このたびの算定結果が大幅な増額となった理由としては、主に2点です。1点目は、県全体での保険給付費の上昇です。2点目は、県の国保特別会計決算剰余金による引下げ財源の減少です。

4の現行の保険税との比較です。今年度、本市においては財政調整基

金を充当し独自軽減を図っているため、県の算定どおりに保険料を設定すると、差額は1人当たり2万4,800円まで上昇します。こうした大幅な上昇は県内全ての市町において同様の状況にあります。そのため、広島県として来年度予定していた保険料水準の統一時期を遅らせ、各市町の自己財源による激変緩和措置を可能とする方針に見直されたところです。

本市においても、国保財政調整基金の一部を充当することで、急激な保険料の上昇とならないよう来年度の保険税率を設定します。

税率の改正案につきましては、引き続き税務課より説明します。

○山根委員長

続けて、説明を求めます。

竹本税務課長。

○竹本税務課長

それでは、引き続き税務課より説明いたします。

3ページをお願いします。

国民健康保険税の仕組みについて図解を載せております。国保税収納必要額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて県から示されます。その指示数値を参考に激変緩和を念頭に置きながら、収納必要額を確保するよう妥当な税率を決定しています。

4ページをお願いします。

2、現行税率と改正案税率の税収見込みです。この表は税収見込みを試算し一覧表としたものです。(1)は医療給付費分、(2)は後期高齢者支援金分、(3)は介護納付金分、について上段に現行税率、下段に改正案税率を記載しています。以上を合計したものが、一番下の表(4)国民健康保険税となります。改正案税率の所得割が12.34%で1.01ポイントの引上げ、均等割が5万200円で500円の増額、平等割が3万700円で200円の増額です。これにより試算した税収見込額は4億4,144万2,000円で、収納必要額との差引額8,382万7,000円の不足は、国保財政調整基金を充当することとしています。

次に5ページをお願いします。

現行税率と改正案税率の年税額を比較したものです。各表の一番下に1人当たり平均の保険税額がありますが、現行税率の12万8,900円に対し、改正案税率では13万8,099円で、9,199円の増額となります。先ほど2ページで説明した1人当たり保険料収納必要額15万3,700円に対しては、基金から充当することにより、被保険者の急激な負担増を抑えることとしています。一番右の現行税率と改正案税率の年税額の差額の表を御覧ください。

改正案税率は引上げをしていますので、全世帯が増額となりますが、増額千円未満が1,569世帯で全体の45.6%と最も多く、次に1万円台が574世帯16.7%です。最大では7万7,500円増加します。

6ページ以降は、今まで御説明してきました改正案税率に基づいて今回提案しました条例案の改正条項と内容の一覧です。

次に、議案書を御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後です。

議案書2ページ、第3条第2項、第4条、第5条は、医療給付費分の、2ページ下段の第6条から3ページ上段の第7条は後期高齢者支援金分、3ページ、第8条から第9条の2は介護納付金分の改正です。同じく3ページ、第23条は、低所得者及び未就学児に対する軽減措置の改正です。

附則として、施行期日等を定めています。

以上で、要点の説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 説明書の1ページの県全体から考えて国保税が上がるというのは理解できますが、来年度から計画した準統一を見送る云々が出ておりますよね。あれは当初は早目に統一されると認識しとったんですけど、準統一も見送りし、将来的に完全統一ということも言われとったと思うんですが、その行き先というのは、うちの担当課にはどういう報告があったのかお聞きかせください。

○山根委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長 県の保険料水準の統一ですけれども、先ほど御説明しましたとおり来年度の準統一は見送りということが言われております。その先についてなんですけれども、今まだはっきりと完全統一の時期というものは決まっておられません。今年度の状況を踏まえて来年度の見送りということが決まっていることと、将来的に統一する時期というのは、来年度以降、県と各市町において統一に向けての協議をしながら、具体的な統一時期ということは定まってくるというふうになっております。

以上です。

○山根委員長 金行委員。

○金行委員 準統一、完全統一という流れがございますよね。そこの所在地の安芸高田市との協議をしながらとかいうのと県全体が考えることで、そういうことじゃないかと私は理解してるんですが、やっぱり各地元と相談しながらということで理解しとっていいんですか。

○山根委員長 北森課長。

○北森保険医療課長 安芸高田市と県との個別の協議ではなくて、県内市町全体で協議をして時期を決めるということでございます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今の金行委員の質疑にちょっと関連するんですが、統一が延びた場合とすると激変緩和という当然話が出るんだろうと思うんですが、国保の財政調整基金、これ今年度使われますけれど、今の安芸高田市の国保財政調整基金から見て、どれぐらいまで対応ができるんですかということをお尋ねしてみたいと。

○山根委員長 北森課長。

○北森保険医療課長 現在の安芸高田市の財政調整基金ですけれども、令和4年度末で7億590万6,999円ございます。今の保険税について、現在、2030年度まで段階的に上げていくようなシミュレーションでしております。それで基金の繰入総額としましては2億6,000万円程度必要になるのではないかということをご想定しておりますので、本市の基金の状況としては、十分な確保ができていくというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 3ページ、国民健康保険税の仕組みのところの繰入金のことです。繰入金の3種類書いてありますが、3種類のうち一番上が、「県特別調整交付金他」と明記がありまして、この3種類の繰入金基金と令和6年度当初予算の繰入金額との合計額の整合性はあっているかどうかをお尋ねしたいんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長 予算額との差額なんですけれども、実際には繰入金のほうは医療給付費分と後期高齢者支援金分に繰入れを行います。介護保険の納付金分については、実際には収納が必要額を上回るということで、そこに対しての繰入金はいりませんので、実際に予算立てをするときになりますと、そこに差が生じているということで、数字は若干、総額と合っていないというふうになっているかと思えます。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

石飛委員。

○石飛委員 せっかくですから、もう一つ聞いてみたいんですが、この「県特別調整交付金他」というのは、この「他」は何を示しているんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開いたします。

よろしいですか。

井上福祉保健部長。

○井上保健福祉部長 「県特別調整交付金他」というのは、県のインセンティブによって繰り入れされる繰入金がございます。これは検診の受診率であったり、保険税の収納率であったりとか、そういったところのインセンティブによって付与される繰入金等がございます。

以上でございます。

- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
児玉委員。
- 児玉委員 2024年度の国保税の徴収は、7月からになるかと思うんですが、この税率変更の通知です。例年やられると思うんですが、7月に初めて徴収されるときにその通知が出るのか、あるいは、事前に住民の皆さんにお知らせする期間があったのか。すみません、ちょっと忘れてしまったのでそこを説明いただきたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
竹本税務課長。
- 竹本税務課長 保険税率の改定ですけれども、7月の第1期納税通知書の中にもお知らせしますけれども、ホームページ等とかでも、決まれば早い段階で市民の方にも周知させていただきたいと考えております。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
児玉委員。
- 児玉委員 例年7月の通知で我々も見るとはありますが、実際に変更になった分はホームページを開けない方がかなりおられるんです。通知があったときに上がるとというのはよくお話を聞くので、その通知の在り方を広報を活用するとか、もうちょっと何か高齢者の方でも分かるような方法をひとつ検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
竹本税務課長。
- 竹本税務課長 ホームページ等とかで見られない方もおられるということなので、広報とかでの通知、お知らせも検討していきたいと考えております。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第11号の審査を終了いたします。
ここで説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
これより福祉保健部に係る議案審査に入ります。
議案第12号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
岡野社会福祉課長。
- 岡野社会福祉課長 議案第12号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」について説明します。説明資料をお願いします。
ふれあいセンターこうだは、安芸高田市社会福祉協議会による指定管理にて運営し、介護保険サービスやサロン、地域住民の団体などの地域における活動拠点となっています。
この施設の維持管理のため、利用料金を新設します。
施設の利用状況は、2の概要のとおり、年間約1,000人程度の地域住民の利用があります。コロナ禍にて減少していましたが、昨年度から利用が回復しつつあります。中段、3の受益者負担割合は、今年度の利用見込みから試算したところ、2.8%となります。その下、4の利用料金は、他の公共施設と同様に床面積で区分し、1時間当たり税抜きで940円とします。
議案書をお願いします。
利用料金の減免については、2ページ、第13条に記載のとおり、他の公共施設と同様に、公用や公共・公益を目的とする利用について、減額または免除とします。
本条例は、附則で令和6年10月1日の施行を規定しています。
以上で説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
石飛委員。
- 石飛委員 料金の新設ということですが、新しく料金新設する前から使用料金を取っていたということで間違いはないんですね。
- 山根委員長 答弁を求めます。
岡野課長。
- 岡野社会福祉課長 ふれあいセンターこうだは、もともと保健センターとしての建物で、そもそもの料金の規定がありませんでした。このたび、新設するというに至ったわけですが、それは受益者負担であるとか、他の公共施設の利用料金との整合性を図るところもありまして、利用料金を徴収することによって、この施設の運営費に充てるということもありまして、このたび新設という形です。
- 山根委員長 よろしいですか。
石飛委員。
- 石飛委員 分かりました。取っていなかったということで、新しく受益者負担

割合が2.8%という明記になっていますが、おっしゃるように福祉施設ということで、ほかの公共施設とは違う、今までだったらあるべき使用料とかという形で使用料を推定するものをほかの施設ではお示ししていますが、このたびはあるべき使用料という目標値というものは、設定というものはないということでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 あるべき使用料、年間どれぐらいの使用料を徴収するかということにつきましても、どれぐらいの利用団体があるかということ、その利用団体が減額または免除の対象になるかということに関わってくるかと思いますが、今現在、御利用、この2023年度における試算なんですけれども、無料になっておられるところが地域の例えばちょっとサークルのようなものであったり、学びの会のようなそういった趣味と申しますか、自己学習のような会であったり、あとは高齢者の方のサロン、そういったような地域団体です。趣味の会もありますし、それらの利用の状況、時間数等を見まして、今、試算しておると。今年度の使用見込みの状況では36万円程度になるのかなというふうには計算しておりますが、どれぐらい御利用になるかによって変わってくると思います。利用料金については床面積で、ほかの公共施設と同じように税抜きで940円という設定をさせていただきます。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。
石飛委員。

○石飛委員 もっと言えば、利用率を高めれば多少は受益者負担が逆に増えるということでしょうか。支払う料金が増えればということですね。

○山根委員長 答弁を求めます。
岡野課長。

○岡野社会福祉課長 先ほど少し御説明しましたように、コロナ禍で少し利用が減ってはおりますが、昨年度ぐらいから少しずつ利用が増えてきてはおります。料金設定をさせていただいてこの料金でお使いいただくということになると利用者の方々、利用団体が利用料金の対象になる団体の方が増えると当然利用料収入は増えるということにはなろうかと思いますが、利用料が設定されることによってどのようにそこが変化するかは、未知数なところがあります。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
児玉委員。

○児玉委員 福祉活動で使われる公共施設ということですが、ほかにはもうないと思っていいいのでしょうか。これがこの施設だけだったということでしょうか。

- 山根委員長 岡野課長。
- 岡野社会福祉課長 社会福祉課で所管しております施設の中では、昨年度、老人福祉センターを、これについては老朽化等のいろいろな諸問題がありまして、今閉館となっておりますのと、ふれあいセンターいきいきの里というのは社会福祉協議会へ昨年度譲渡をしておりますので、こういった形で使っている施設というのは、ここだけという形になると思います。
- もう一つ、安芸高田市の保健センターがあるんですけども、ここについては、社会福祉協議会の本庁であるとか、基幹相談支援センターであるとか、こども発達支援センター、ほとんどもう埋まっているというような状況で、一般住民の方の利用はほぼない状況ですので、実質としてはふれあいセンターこうだだけというふうな認識でおります。
- 以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- [質疑なし]
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- [討論なし]
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより、議案第12号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 山根委員長 起立多数であります。
- よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 次に、議案第13号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
- 執行部より説明を求めます。
- 北森保険医療課長。
- 北森保険医療課長 本案は、介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中の介護保険料を定めるほか、保険料段階の判定に係る基準の整備及び普通徴収に係る納期を変更するため、介護保険条例の一部を改正するものです。
- 説明資料の1ページをお開きください。介護保険財源内訳の円グラフを御覧ください。
- 介護給付費と介護予防・日常生活支援総合事業については、公費と保険料部分が半々となっております。包括的支援事業及び任意事業については、第2号被保険者の保険料が財源として充当されないため、その分公費の割合が高くなっています。介護保険第1号被保険者が負担する保険料は、原則保険給付費の23%部分を65歳以上の被保険者で案分し、1人当たりの保険料基準額を算定します。算定の基となる保険給付費については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に定める介護給付費等対

象サービスの見込量に基づいて推計します。

2ページに、第9期計画期間における推計値を記載しています。⑧欄が各年度の事業費見込額で、計画期間3年間の合計では126億6,227万5,000円と推計しています。なお、円単位の端数処理により、合計額に差が出ておりますことを御了承ください。

3ページをお願いします。

介護保険特別会計における介護給付費準備基金の状況です。

決算上生じた剰余金を積み立て、保険料収入を補う財源として取り崩して充当しています。今年度末の基金残高見込みは約3億3,300万円です。

4ページをお願いします。

2ページの表で算定した③欄の事業費合計額に23%を乗じ、⑦、⑧の国費負担分を差し引いた額が⑨の保険料負担分相当額約25億4,000万円となります。ここに保険料引下げ財源として、介護給付費準備基金の一部を充当します。充当する額については、今後、保険料が高騰することを想定して、3年間で基金残高の約25%、8,500万円としました。その結果、保険料の基準額を現行より3,000円引き下げた7万8,000円、月額平均6,500円とするものです。

5ページ、6ページをお願いします。

5ページが改正前の現行条例、6ページが改正後となります。第1号保険料は、所得段階別の定額保険料の仕組みとなっており、第5段階が保険料基準額となります。このたび、国の定める標準乗率及び基準所得金額の改正に伴い、保険料段階を現行の11段階から13段階に改め、基準額に対する乗率及び各段階の所得額を変更します。

この見直しは、多段階化、高所得者の乗率引上げ、低所得者の乗率引下げにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものです。

7ページをお願いします。

来年度より、介護保険料の納付方法が普通徴収の方について、仮算定を廃止し本算定のみとします。また、納付回数を年6回から8回に増やし、それに伴い納期限を変更します。仮算定を廃止することにより、介護保険料の通知が年1回の分かりやすい保険料額となり、納付回数を増やすことで、1回に支払う額を減らすことができます。

次に、議案書を御覧ください。表の左側が改正後です。

2ページをお願いします。

第4条第1項の下線部分、本条例案によって改正する保険料率は、令和6年度から令和8年度までの3年間に適用するものです。同項第1号から4ページの第13号までが保険料率、同条第2項から4項までは、市民税非課税世帯に属する第1段階から第3段階の方に対する軽減措置の改正です。第5条は普通徴収に係る納期の改正です。

この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

- 金行委員。
- 金 行 委 員 保険料が今年度から下がっている要因ですが、あれは使用率か、高齢化等々ということだと認識しとるんですが、ほかに何か要因というのはあるのですか、お聞きします。
- 山 根 委 員 長 答弁を求めます。
- 北森課長。
- 北森保険医療課長 介護保険の利用の見込みが当初多く見込んでいたところ、実際にはそれほど給付費が伸びていないということから、一定程度この期間中に基金が積み上がっているということがありますので、その基金を活用しての保険料の引下げということになっております。
- 以上です。
- 山 根 委 員 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 山本優委員。
- 山 本 委 員 質疑はないんですが、資料2ページの⑧の合計と合計がちょっと違うのではないかと、数字が違うのではないかと思うんだけど。42億140万144円をこの4ではなくて5ではないかなと思います。
- 山 根 委 員 長 山本委員、先ほど説明があった端数の件でしょうか。2ページの最後の期間合計については、先ほど円単位の端数処理。
- 山 本 委 員 数字がちょっと違うのではないかと思うんですが、合ってますか。
- 山 根 委 員 長 北森課長。
- 北森保険医療課長 これにつきましては、4ページを見ていただけたらと思うんですけども、4ページの③番に、こちらは円単位で記載をさせていただいております。事業費合計の負担について円単位で記載しているものを、それぞれ1,000円単位に端数処理をさせていただいた結果、その金額、2ページの金額となっております。先ほど御説明したとおり、端数処理の関係で8番の合計額と最終の期間の合計額というところに差が生じているということになっております。
- 以上です。
- 山 根 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 児玉委員。
- 児 玉 委 員 納付が年に8回、国保も一緒なんですけど、広島県内の市町がありますけれども、これは大体統一された年の徴収回数なんですか。それとも、ばらつきがあれば説明お願いしたいんですが。
- 山 根 委 員 長 北森課長。
- 北森保険医療課長 県内市町において、それぞれ納期というのは回数も、始まる時期も異なっております。県内市町において仮算定の実施をしているところは、本市を含めて6市町ということで、仮算定を実施している市町のほうが少ないという状況にあります。
- 以上です。
- 山 根 委 員 長 児玉委員。
- 児 玉 委 員 国保も併せて一緒なんですけど、例えば、広島市にすると回数が多い

ですよね。納付回数が8回より多かったのではないかと思うんですが、違いますか。

○山根委員長 答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長 広島市においては、12回というふうに認識をしております。

○山根委員長 児玉委員。

○児玉委員 いわゆる皆さんがよく比較されるときに、広島市が安くて安芸高田市が高いと単純に数字だけ見られて引かれたときの月を見てよく思われるんです。そこは仕組みを御存じないわけです。広島市は12回です。安芸高田市は8回ですよということがあると、どうしても皆さんの感覚的に安芸高田市はその徴収があった月だけ見て高いと取られるようなことがちょくちょくお話があるので、こういう回数の見直しというのはある意味広島市なんかに合わせてということ、検討というのは、非常に難しいのでしょうか。

○山根委員長 回答を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長 広島市のように12期に分けてしますと、4月から徴収を開始する必要があります。そうなりますと、先ほど言いました仮算定をして、一旦仮で試算をした額で収めていただくということになりますけれども、本市の場合は、このたび仮算定を廃止して、本算定のみにしたいというふうなことで思っておりますので、そうになりましたら、所得が確定する時期以降の7月が納付の開始月となりますので、毎月納付していただいても最大で8回ということで今回お示しをさせていただいてるものです。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 先ほどの児玉委員の言われる徴収のところなんですが、徴収の回数を逆に増やせば、事務手数料が増えるのではないかなと単純に思うんですが、その辺は心配するような金額ではないのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長 実際にこの回数を増やすことによって事務手数料がどのぐらいかかるかという具体的な試算のほうはしておりませんが、やはり住民の方の利便性であったり、それから職員の事務の負担軽減ということから考えまして、今回の見直しということはコストの削減にもつながることかと考えております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第13号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第13号の審査を終了いたします。

続いて、報告事項に移ります。

安芸高田市高齢者福祉計画・安芸高田市介護保険事業計画（第9期）について報告を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長

それでは、説明資料の表紙をめくったところにある表を御覧ください。

福祉保健部が所管する計画のうち、2024年度からを期間とする4計画について今年度策定しました。黄色の網掛けがあるところになります。

初めに、安芸高田市高齢者福祉計画・安芸高田市介護保険事業計画（第9期）について、資料1の1を御覧ください。

第1章は、計画策定の背景と趣旨を記載しています。

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして、介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムの進化といった視点で作成しました。計画期間は2024年度から2026年度の3年間です。策定方法は、アンケートによるニーズ調査、在宅介護実態調査の結果を踏まえ、介護保険被保険者代表、医療福祉関係の委員で構成する安芸高田市高齢者福祉・介護保険運営協議会にて協議しました。2023年12月22日から2024年7月22日までパブリックコメントを実施し、意見提出は0件でした。

第2章は、高齢者をめぐる現状について記載しています。

本市は全ての年代で人口が減少していますが、生産年齢人口の減少に比べて高齢者人口の減少は緩やかなため、高齢化率は増加します。要支援・要介護の認定率はおおむね横ばいで推移しているものの、全国や広島県を大きく上回っています。介護サービス利用状況を給付費で見ますと、全体としては減少傾向にありますが、第1号被保険者1人当たりでは全国、広島県の1.2倍となっており、これは施設サービス費が特に高く、1.77倍となっていることが要因と言えます。

このデータについては、資料2の本冊にございます。2025年には団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療や介護を必要とされる方の増加が見込まれる中、市民の方が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護、地域の連携強化が重要となります。

第3章は前期計画の評価を記載しています。

第8期期間中は、要介護（要支援）認定者数及び認知症高齢者数、介護サービス利用状況のいずれも見込み値より少なく推移しています。前期計画において取り組んだ高齢者福祉事業は、4の1から5の項目において主な施策について記載しております。本計画の基礎資料として、65歳以上の市民を対象に実施したニーズ調査及び在宅生活をしている要支援・要介護者に実施した在宅介護実態調査の結果は、資料1の2、本冊の第3章に記載しています。

資料下段、本計画の基本理念等を第4章に示しています。

基本理念は、前期計画を継承しつつ、地域共生社会の実現をより明確にしたものとします。基本方針は、これまでの取組をさらに進め、医療、介護、予防、生活支援、住まいの支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを深めること、市民一人一人が地域で支え合う気持ちを持ち、多様な主体が連携した地域づくりに取り組むための計画として五つを打ち出しています。

裏面を御覧ください。

第5章は、施策の展開を五つの方針に沿って記載しています。

前期計画と大きく変わるところはありませんが、感染症や災害への対応を視野に入れた取組、成年後見制度等の権利擁護の支援、ヤングケアラーやダブルケア、複数の分野にまたがる課題への対応等、近年の社会状況を反映した取組を進めます。そのため、各分野の施策や支援を横断的につなぎ、縦割りや固定化した関係性を超えた地域共生社会の構築を目指します。認知症政策においては、昨年に成立した認知症基本法に基づき、これまでの取組をさらに充実していきます。

また、介護予防においては、保健事業と一体的に運用し、地域において、住民が自ら主体的に健康づくり、フレイル予防に取り組めるよう支援します。さらに、喫緊の課題である介護人材の確保について、関係機関や事業所と連携し、安定的な確保や介護事務の効率化に向けた検討を進めます。

続いて、第6章からは保険医療課より説明します。

○山根委員長

続けて報告を求めます。

北森課長。

○北森保険医療課長

第6章、介護保険事業に係る将来推計です。

総人口、高齢者人口ともに継続的に減少していく中であって、要介護の状態になる割合の高い75歳以上の後期高齢者数については、第9期計画期間中は増加をしていくと推計されます。要介護・要支援の認定者及び認知症高齢者数については、緩やかに減少する見込みです。こうした将来推計、給付分析、ニーズ調査等を踏まえ、第9期期間の介護保険の事業計画を策定しています。

施設整備については、新たな入所施設の整備、増床は行わないこととし、在宅サービス地域密着型サービスの事業所についてはニーズを踏まえて検討していきます。サービスごとの介護給付費等の計画について

は、第7章に記載しています。サービス見込み量を基に、保険給付費を推計し、介護保険料を決定していきます。保険料算定については、先ほど議案第13号の審査の中で御説明をしたとおりです。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市高齢者福祉計画・安芸高田市介護保険事業計画（第9期）についての報告を終了いたします。

次に、安芸高田市障害福祉計画（第7期）・安芸高田市障害児福祉計画（第3期）について報告を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長

それでは、安芸高田市障害福祉計画（第7期）・安芸高田市障害児福祉計画（第3期）について概要を御説明します。

資料2の1を御覧ください。

第1章は、計画策定の背景と趣旨について記載しています。

本計画は、障害者福祉に係る総合的な計画である第3次安芸高田市障害者プランに基づき、障害者の生活を支援する目的で各種障害福祉サービスや地域生活支援事業などの見込み量や確保のための方策を定めるものです。さらに障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や確保のための方策を定めるものです。計画期間は2024年度から2026年度の3年間です。

策定方法は、障害のある人や児童の保護者、サービス事業所及び関係団体へ調査を行い、障害者プラン推進協議会にて協議しました。さらに、障害者自立支援協議会からも意見聴取を行いました。2023年12月22日から2024年1月22日までパブリックコメントを実施し、意見提出は0件でした。

下段、第2章には、計画の基本的な考え方と策定の視点を記載しています。

基本理念は、人権尊重を基底に置き、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。この理念に沿って計画策定の視点を、地域共生社会の実現等を踏まえ10項目で整理しました。

第3章は、障害者及び障害児を取り巻く現状です。

障害者手帳所持者数の総数は減少傾向で推移していますが、内訳を見ると、身体障害者手帳が減っており、療育手帳は横ばい、精神保健福祉手帳はやや増加となっています。身体障害者手帳の減少は、所持者の8割が高齢者であることが要因と考えます。

資料2の2計画の本冊の第3章には、この手帳に関するもののほか、就労などの詳細なデータもありますので、後ほど御確認ください。

第4章にアンケート調査の結果を記載しています。

アンケート結果の中から、今後の施策について行政に取り組んでほし

いものをこちらへ掲載しております。年金手当の充実や医療費の負担軽減の希望が多いのは、経済的支援のニーズが高いことが読み取れます。

障害がある人の働く場や、障害理解を深めるための活動の充実からは、障害理解の啓発の必要性が高いことがうかがえます。障害のある人に配慮した建物、交通機関の整備については、公共施設の整備時などに当事者の意見を聴取できる機会の確保が必要と考えます。

裏面を御覧ください。

第5章に計画の推進について記載しています。

計画の推進には、担当課を中心に地域を巻き込んだ関係機関との連携強化の下で、福祉的なネットワークを構築、強化していきます。障害者プラン推進協議会及び障害者自立支援協議会との連携の中で、計画及び制度の周知や情報共有、意見聴取を行います。

第6章において、前期計画の実施状況、第7章は、それを踏まえた本計画の成果目標と活動指標を記載しています。成果目標を七つの柱とし、前期計画の実績見込みを踏まえて、達成に向けた取組方針と目標数値を設定し、各種サービスの見込み量と確保策は27事業の活動指標を設定しています。

前期計画からの変更点は、成果目標の(1)、(2)、(5)、(7)について目標値を見直し、(3)、(4)、(6)は新たな目標を追加しました。障害者の高齢化に伴う介護サービス移行や、支える家族の高齢化への対応、障害児への切れ目のない発達及び育成支援、ヤングケアラーの課題や兄弟への支援など、分野をまたぐ複合的な課題が増えています。障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、教育医療など多分野・多機関での協働による支援体制が必要となります。必要な支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、進化が重要であり、本計画において、多分野・多機関連携による重層的な支援体制の整備と地域共生社会の実現を目指します。

以上で、報告を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、安芸高田市障害福祉計画(第7期)・安芸高田市障害児福祉計画(第3期)の報告を終了いたします。

次に、健康あきたかた21計画(第3次)について報告を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長 それでは、健康あきたかた21計画(第3次)について、概要を御説明いたします。資料3の2を御覧ください。

この計画は国や県の健康増進計画と整合性を図り、本市の上位計画である、第2次安芸高田市総合計画を基に、国、県の策定期間に合わせて12年間とし、食育推進計画と自殺対策計画も併せて第3次計画として健康づくりの計画を策定しました。

策定方法は、アンケート結果や様々なデータを踏まえ、策定委員会に

において意見を出し合い策定をしております。また、12月22日から1か月間、パブリックコメントとして意見募集を行い、結果は閲覧数1万1,441件、意見提出は0件でした。

それでは、表紙をお開きください。目次です。

章立てとしましては、1章から6章まで資料編で構成し、3章までを現状と前期計画の評価、4章からを計画の基本方針、施策の展開としています。

それでは、20ページをお開きください。

第3章、前期計画の評価です。21ページから24ページのとおり、評価指標に基づき、2016年度と2022年度の実績を比較したところ、47.6%が目標を達成した、または、目標を達成していないが改善傾向にあるという評価になりました。

25ページをお開きください。

第4章、第3次計画の基本的な方向です。

「ささえあい、いきいき笑顔で暮らそうや」を基本理念とし、客観的な基本目標として「健康寿命の延伸」を、主観的な基本目標としては「自分が健康だと思っている人の増加」を挙げています。

続いて、28ページをお開きください。

計画の体系として、基本理念、基本目標に続いて、3つの基本方針、9つの分野の目標を定めています。

29ページの第5章からは、それぞれの施策の展開として、目標、評価指標、現状と課題、取組について記載しています。

主なものを挙げますと、まず基本方針1では「健康管理を推進し、生活習慣病の発症と重症化を予防しよう！」として、健診の推進を挙げています。本市の死亡原因は、長年にわたりがんが1位となっており、がんの早期発見、早期治療につなげるため、検診に関する正しい知識の普及啓発に努める必要があると考えます。

また、35ページをお開きください。

基本方針に「良い生活習慣を身につけよう！」の中では、食育の推進を挙げています。この項目は、食育推進計画(第3次)を兼ねています。様々な生活習慣病の予防には、減塩の取組が欠かせません。食育に関する普及啓発に力を入れる必要があると考えております。

43ページをお開きください。

禁煙の推進です。喫煙率は減少傾向にありますが、受動喫煙の機会は家庭等で増加しています。受動喫煙や喫煙の害について、引き続き啓発を行う必要があると考えます。

53ページをお開きください。

こころの健康づくりの推進です。この項目は自殺対策計画(第3次)を兼ねています。本市の自殺死亡率は依然として高く、中でも80歳以上の男性が高い状況にあります。相談窓口に関する普及啓発を行い、支援者の養成としてのゲートキーパー研修会を継続実施していきたいと考えて

います。

59ページをお開きください。

基本方針3「地域で健康づくりの輪を広げよう！」では、コミュニケーション・社会参加の促進を挙げています。人間関係が豊かな人や、人間関係が豊かな地域に住む人ほど健康で長生きできる可能性が高いことが様々な研究から分かっています。健康づくりや介護予防事業等、地域のつながりを大切にしながら地域活動を支援していきたいと考えます。

以上で、健康あきたかた21計画（第3次）についての説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、健康あきたかた21計画(第3次)についての報告を終了いたします。

次に、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について報告を求めます。

中村課長。

○中村健康長寿課長 それでは、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について概要を御説明いたします。

資料4の1を御覧ください。

このデータヘルス計画は、2013年に閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命延伸のための予防・健康管理の推進に資する仕組みとして、保険者に計画の作成、事業実施、評価等が求められています。

また、特定健康診査等実施計画においても、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療費の伸びを抑制しつつ、健康と長寿を確保するため、保険者に計画策定が求められています。本市においても今年度末に両計画期間が終了するため、2024年度から6年間を計画期間として、県の計画と整合性を図りながら一体的に計画を策定しました。

また、1月23日から1か月間、パブリックコメントとして意見募集を行い、結果は閲覧数436件、意見提出は0件でした。

今後におきましては、この計画に沿って保健事業の実施・評価・改善等を行っていききたいと考えています。

続いて、2の前期計画の振り返りです。

前期計画においては5つの事業で、14の評価項目を挙げていましたが、目標達成した項目は、半分の7項目にとどまっています。

2ページをお開きください。

本市の国保被保険者の現状と課題です。表1のとおり、特定健診受診率は、県や国を上回っていますが、特定健診の結果で一番多い所見は、表2のとおり、HbA1c等の血糖関係となっています。

続いて表3のがん検診受診率は、子宮頸がん検診以外は、県平均より高い状況ですが、表4のとおり、がん検診精密検査の受診率は、県比較では低い項目が多く、中でも大腸がんが最も低い状況になっています。

3ページ、医療費分析です。

表5のとおり医療費が高額な疾病は、悪性新生物、いわゆるがんで、次いで糖尿病となっています。また、表6、患者が多い疾病では、高血圧、消化器系の疾患、糖尿病の順で、表7の患者1人当たりの医療費を見ると、毎年10位までに直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物、いわゆる大腸がんが入っています。

4ページをお開きください。

表9ですが、人工透析患者のうち、45.5%が生活習慣病を起因としており、その中でも糖尿病が約4割を占めている状態となっています。

5ページをお開きください。

本市の現状と課題から、引き続き次の7つの事業を計画したいと考えています。一つ目は、特定健康診査の受診勧奨を行い、受診率等を上げていきたいと考えます。二つ目は、大腸がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨を行い、早期発見、早期治療につなげ、医療費の削減にもつなげていきます。三つ目は、特定保健指導利用勧奨事業を行います。検診の結果、メタボと判定された方への保健指導の利用率を上げていき、生活習慣病の発症予防等に努めたいと考えております。四つ目、血糖リスクのある人に、早期に医療機関につなぐための受診勧奨を行います。

6ページをお開きください。

五つ目として、糖尿病に着目した生活習慣病重症化予防事業の実施をし、透析への移行等を抑制するための事業を実施します。六つ目と七つ目のジェネリック医薬品差額通知事業、服薬情報通知事業も継続して実施していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

- 山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 金行委員。
- 金行委員 質疑というよりも、一点これだけの報告事項を受けたんですけれど、もう我々としてもすごく身にしみるところもございますし、また市民の方にも何かの方法で要点だけを報告というんですか、広報誌などでやってもらいたいと思うんですが、この御意見をお聞きします。
- 山根委員長 中村課長。
- 中村健康長寿課長 この策定結果につきましては、ただいまおっしゃっていただいたように、広報紙、そして、各事業を行うときに市の実態、そして、どういうことが必要かということをも市民の方にしっかりと伝えていきたいと考えております。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画についての報告を終了いたします。
- ここで、説明員の入替えと換気のため、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~  
午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開  
~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより産業部に係る所管事務調査を行います。有害鳥獣対策に関することを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

稲田地域営農課長。

○稲田地域営農課長

説明資料の1ページを御覧ください。

1. 有害鳥獣の捕獲実績と対策実績ですが、国庫補助事業の推進事業として次の物品を導入しております。また、ジビエの処理場に搬入して、個体確認をした鹿600頭分を補助対象としました。また、整備事業として、4地区の侵入防止柵の整備を図りました。このうち、通信機能付きセンサーカメラは、動体検地により録画した映像をスマホで閲覧できるもので大変便利なものでした。

(2) イノシシ対策モデル事業の取組状況については、高宮町佐々部上式敷地区で、地元下佐振興会と高宮捕獲班、BO-GAとで立木を利用した囲いわなを設置し、餌による誘引をし、国庫補助事業で購入したカメラで個体確認しながら遠隔操作による捕獲を計画しました。わな周辺部で親子のイノシシが寄ってきて、誘引を続けるうちに4頭の子が柵に入りましたが、母親と合わせての捕獲をと思い誘引を続けておりましたが、1月から2月くらいの間、個体の姿を見せなくなりましたが、また、2月上旬に姿を現したため入り口を閉め、4頭を閉じ込めました。そのうち2頭が逃亡し捕獲実績は2頭となっております。

今回の思惑では、シートで視界を遮ることにより、捕獲後もおとなしくいるのではと考えておりましたが、朝が来る頃に必死で逃げ口を探しており、簡易で設置や移動の安易な囲いわなと考えておりましたが、ある程度の強度が必要であるとの反省をしました。

また、母親は最後まで柵に入ることはなく、すれた個体の警戒心を解く方法等を研究する必要があることが分かりました。

(3) 広島県鳥獣対策等地域支援機構ですが、前回の常任委員会では、13市町が検討しておりますと説明しましたが、最終的に2024年度は5市町が正会員として参加となり、4市町が委託により参加することとなったようです。主な活動内容は記載した内容ですが、これまでのように市民からの被害相談に対して、市から要請して被害の特定活動や被害防止や防護柵等の設置アドバイス並びにマップ化等を行ってまいります。また、講習会等も定期的に行ってもらうこととなっております。

2として、ジビエ及びペットフード事業の取組として、(1)の被害状況と鹿の生息密度の関係性について、図を御覧ください。

まず、縦軸は被害を受けた強度を示しております。上に行くほど被害

状況が大きく感じられるというものです。横軸は、1平方キロ当りの鹿の生息数となっております。これから伺えることは、1平方キロ当たり10頭を超えると被害意識が著しく上がります。しかし、30頭を超えると被害状況は横ばいになるという調査結果となっております。

この結果を踏まえ、本市でも1平方キロ当たり10頭以下とすることで、被害の抑制を図ることを目標とします。

3ページを御覧ください。

本市の現状ですが、広島県の生息調査によると、本市では、中央値で1万7,695頭の生息数が見込まれています。これを、本市の面積で割りますと1平方キロ当たり33頭となります。また、鹿は、年間約2割の増加率と推定されております。現在の状況から推定すると年間増加頭数は、3,539頭となります。つまり、3,600頭捕獲して現状維持となります。そのため、現在の1.2倍、3,700頭以上の捕獲圧を高める必要があります。仮に年間3,700頭の捕獲を実施した場合、図にあるように20年後の2044年度に1平方キロ当たり10頭以下の目標に達するという状況です。

次に、捕獲した個体の処分方法ですが、まず、きれいセンターでの焼却処分は、施設の老朽化等も含め全頭を処理する能力がありません。次に、堆肥などによる減容化施設は、導入した市町などに聞き取りを行う中、コスト的に割高であるとのことでした。次に現在、捕獲者に依頼をしている埋設処理ですが、環境的配慮の必要性と捕獲者の負担が多いと思われま

次に、ジビエやペットフード等に活用して、減容化を図ることが最適ではないかと考えております。

鹿の全頭処分を図るメリットとして、これから捕獲圧を高める中で、捕獲者の労力を減らして捕獲頭数の向上を図ることが第一でございます。

4ページを御覧ください。

捕獲数3,700頭捕獲した場合の処分案となります。ただし、イノシシについては、市内で発生している豚熱による移動制限や比較的捕獲者による自家消費も見込めることから、これまでどおり埋設や焼却処理とします。

次に、ジビエ事業とペットフード事業の基準の違いを記載しております。ジビエ事業では、食品衛生法に基づく施設であることが必須となります。しかし、ペットフード事業では、届出を行うことで営業ができることとなります。また、施設に搬入する時間にも余裕ができてきます。

事業の推進方法ですが、まず処理頭数が見込めるペットフード事業に次年度以降に場所の選定、設計、運営者の選定等行い、2026年度の操業を見込んでおります。ジビエ事業については、現在の施設は老朽化しており、廃止計画にも現在の施設が上がっておりますので、施設移転や新たな民間事業者による委託等を含め、これについても早急に検討してまいります。

以上で、説明を終わります。

- 山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
児玉委員。
- 児玉委員 さっき言葉で言われた豚熱ですよね、今の豚熱の影響によって、イノシシの現状の頭数というんですか、具体的にはつかまれているかもしれませんけれども、どういう状況か把握されておれば御説明願いたいと思うんですが。
- 山根委員長 答弁を求めます。
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 豚熱につきましては、向原で1件最初に出まして、甲田、高宮のほうで個体が確認されています。全部で4件の個体の確認ができています。陽性反応が出ています。
状況的なものをはっきり私もつかめていないんですが、昨年度、安芸太田では、豚熱が発生したときに、ほとんど地域でイノシシに対する駆除依頼とかクレームとかいうのはなかったというふうに聞いておりますので、かなりイノシシにとっては重大な被害になってくるかなというふうに思います。
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。
児玉委員。
- 児玉委員 当然2024年度の活動にもあるかもしれんですが、私らもいろいろお聞きするのに、やっぱりイノシシの姿が例年よりちょっと見ることが今年減ったなど。あるいは、死骸を食べるかどうかわかりませんが、タヌキの死骸があるよねとか、いろいろなお話があるので、ここらの把握は必要ではないかと思うんですが、そういったところの、これは豚熱というのは想定されてなかったと思うんですが、そういった調査というのは必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
稲田課長。
- 稲田地域営農課長 県内で言えば昨年度から出ておりますので、県と合せて調査をしていきたいと思っております。
以上です。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 もう一つ、養豚場への影響です。これは当然豚への影響が出てくるのではないかと思うんですが、その辺、何か把握されていることはおありでしょうか。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稲田地域営農課長 安芸高田市で養豚場ということになると三次境のファロスファームという形になりますけれど、そちらではワクチンを打っておりますので、恐らく大丈夫かなというふうには思っています。
ただ、アフリカ豚熱というのがまた別にありまして、これについてはワクチンが一切効かないということで、これが入ってくると大変なこと

になるかなというふうに危惧しております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本委員 年間3,700頭捕れば10年後は個体数が減るからいいんだという説明だったんですが、3,700頭を捕っていくというための対策ですよ。今までずっと猟友会と協調してやってきておるんですが、今さっきのわなの設置にしても、確実に捕獲できるという方法ではないように私も思うんです。だから、3,700頭を確実に捕獲していく実績をつくるためには何か対策を考えていかにやいかんのだろうと思うんですが、そういうことについてはどのように思っておられますか。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 現在いろいろ対策を取っている中で、鹿については比較的捕りやすいというふうに私ども昨今のことで思っております。猟友会にも、今回のこの3,700頭の目標については提言しておりまして、一応理解をいただいております。ただ、今日の説明をさせていただいたように、処理を市で考えていただければ、協力していただくようなふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 山本優委員。

○山本委員 今、猟友会も高齢化で人がどんどん減っています。3,700頭計画どおりやっていこうと思ったら大変だろうと思うんです。市が狩猟免許を補助したりされていますけれども、こういう対策をもっと増やすべきではないかと思うんですが、その辺については。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 委員のおっしゃるとおり、猟友会の方も高齢化をされております。ただ、新たに若い人もかなり協力的に資格・試験を取っていただいております。そこらの要望を聞きながら効率的な捕獲ができるように、一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長 山本優委員。

○山本委員 もう一点、ここにジビエ・ペットフードの販売状況が載っているんですが、2023年度は前年度の1割ぐらいしかないんですが、理由というか、原因というのは分かりますか。

○山根委員長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 あくまで1月末までの形なので、年数12か月分ではないので、その辺を御了承ください。

○山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 ペットフードの販売額のことなんですが、捕獲した個体の処分方法

をジビエ・ペットフード化、支援活用による減容化が必要ということで、ペットフード事業を推進するということが、全体的な需要を市場調査はされてこの事業に参画するよということが前提にないと大変なことだなと思うんですが、市場調査というものはしっかりされて競争力に耐えられる事業化になるのかどうか、その辺までお考えなんでしょうか。

○山根委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

比較的ペットフードの鹿肉の活用については、需要があるというふうに聞いております。その根拠についてはしっかりしたものはないんですけど、ただ現状で鹿を捕っていただきたい、ただ、捕ってあと処分する方法がないというのも現実です。そこらの需要についてはほかに鹿ポスト等をやっておられる事業者等に話を聞かせてもらう中で、ここの市場はまだまだ開拓余地があるので大丈夫というふうに聞いておりますので、そこを頼りになんとかペット事業を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、有害鳥獣対策に関することの調査を終了いたします。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより建設部に係る議案審査を行います。

議案第18号「市道の廃止について」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長

本案は、主要地方道吉田豊栄線東広島高田道路改良工事にかかる市道改良に伴い、トンネルの吉田町側と向原町側で市道の路線を廃止するものです。

議案を御覧ください。

廃止路線は、整理番号1及び2が吉田町側の日南坂巻線の2路線、整理番号3が向原町側の末宗線の1路線、計3路線です。

説明資料を御覧ください。

表紙をめくっていただいて、1ページ目の赤色の路線が吉田町側の廃止路線の2路線です。

2ページ目にカラーの地図が載っておりますが、2ページ目の黄色の線、宮之沖坂巻線は、昨年度認定した新しい路線です。青と緑の路線は、今回の改良によりまして区域変更した路線です。これらの認定路線と区域

変更した路線によりまして、赤の破線の2路線が重複することとなりましたので、廃止をするものです。

次をめくっていただき、3ページ目の赤色の路線が向原町側の廃止路線です。

4ページ目の地図にあります、青の路線、これも末宗線という同じ名称ですが、これが改良によって区域変更したことで、赤破線の末宗線が重複となるので廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第18号「市道の廃止について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第18号の審査を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、陳情要望等の審査に入ります。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の件を議題といたします。

陳情書の内容について事務局より説明を致させます。

藤井事務局次長。

○藤井事務局次長 それでは、陳情要望等の説明をさせていただきます。年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情でございます。

令和5年11月24日付で個人の方から提出されたもので、11月28日付で受理をしております。

内容といたしまして、国民年金や厚生年金の被保険者で、日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に、年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金になります。年金を受給するためには、最低10年間の加入期間が必要

ですが、仮に我が国に在留を続け、生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となります。

また、同制度は再入国を妨げていないため、後に我が国で再度就労することができます。入国時には、就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。

日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

このことから、無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながります。脱退一時金を請求した方は、永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返り、政府においては、地方財政を圧迫しないよう、制度の是正を要請するよう国に対して意見書の提出について要望されております。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長

意見等ある方は発言を願います。

この場で意見が発言しにくい場合は、暫時休憩して協議といたしますが、いかがいたしましょう。暫時休憩でよろしいですか。

それでは、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に対する陳情要望が出ておりますが、これについてこの委員会としての意見を皆様と協議をしていただきました。それについて発言がありましたら、お願いをいたしたいと思っております。

石飛委員。

○石飛委員

この脱退一時金の是正を求める意見書ですが、現在、厚生労働省も年金制度、立てつけについての確認とか制度の運用についての様々に生じている課題について、関係省庁と連携しつつ実態調査、把握を進めて、必要な改善を図ることは重要と考えているという答弁も昨年の10月、衆議院本会議で厚生労働大臣が述べられておられます。

また、この年金制度とは別ですが、外国人ということにつきましては、外国人就労関係ということも関わってまいりますという外国人の就労関係の法の変更も予定されているという状況、そういった環境の中、この年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、まだ国の動向を注視して、本市議会においては継続審査が望ましいと考えております。

以上です。

○山根委員長 継続審査を求める声がありましたので、お諮りいたします。
年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を
求める陳情に関し、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数と認め、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。
以上で、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見
書の採択を求める陳情に関する審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について御協議をお願いいたします。
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 0時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
皆様から、閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。
意見はありませんか。

山本優委員。

○山本委員 産業厚生常任委員会の継続調査については、有害鳥獣対策1本でいっ
たらいいのではないかと思います。

○山根委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見はほかにはありませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 なしということで、それでは先ほど御意見をいただきましたとおり、
有害鳥獣対策に関すること、これを継続調査事項として定例会最終日に
閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議あり
ませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議がありませんので、さよう取り計らわせていただきます。
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を
行う旨の申出を行います。

そのほか、皆様から何かございますか。

〔発言なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について皆様から御
意見等ありましたら発言願います。

〔発言なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、私に御一任いただき
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議がありませんので、さよう決定いたしました。
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって第12回産業厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時27分 閉会